

評価実施要項

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価

平成24年6月

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることになっています。（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第1項）

法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています。（同法第34条第2項）

機構は、法人評価委員会からの第2期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請（平成23年10月27日付け）を踏まえ、第2期中期目標期間終了後の平成28年度にこれを実施し、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、社会に公表します。（独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第2項）

機構が行う教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。

さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていきます。

この実施要項は、機構が行う教育研究評価について、その基本方針、実施体制、プロセス、方法等を説明したものであり、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）に掲載します。

なお、機構が行う教育研究評価は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」に基づき実施します。機構は、「実績報告書作成要領」を順次作成し、国立大学法人等へ配布、公表します。

目 次

はじめに	-----	i
目 次	-----	ii
第 1 部 教育研究評価の基本方針	-----	1
I 中期目標期間評価と機構への要請事項	-----	1
II 基本方針	-----	2
III 内容	-----	2
IV スケジュール	-----	3
V 評価結果とその公表	-----	4
VI 情報公開	-----	4
第 2 部 教育研究評価の実施体制、プロセス、方法	-----	5
第 1 章 実施体制	-----	5
1 委員会等の編成	-----	6
2 評価者の選考	-----	7
3 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修	-----	7
第 2 章 評価のプロセス	-----	8
1 研究業績水準判定	-----	8
2 学部・研究科等の現況分析	-----	8
3 中期目標の達成状況評価	-----	8
4 評価報告書の確定	-----	9
第 3 章 評価の方法	-----	11
第 1 節 学部・研究科等の現況分析	-----	11
I 教育の現況分析の方法	-----	11
1 書面調査	-----	11
2 現況分析結果（原案）の作成	-----	13
II 研究の現況分析の方法	-----	14
1 書面調査	-----	14
2 現況分析結果（原案）の作成	-----	18
第 2 節 中期目標の達成状況評価	-----	19
1 書面調査	-----	20
2 ヒアリング	-----	24
3 評価結果（原案）の作成	-----	24
4 評価報告書（原案）の作成	-----	25
5 評価報告書の決定	-----	25
別 紙 1 独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則 第 9 条に規定する自己の関係する大学等の範囲について	-----	26
別 紙 2 評価報告書のイメージ	-----	27
参 考 資 料 教育研究評価に係る実績報告書イメージ	-----	32

第1部 教育研究評価の基本方針

I 中期目標期間評価と機構への要請事項

(1) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する評価

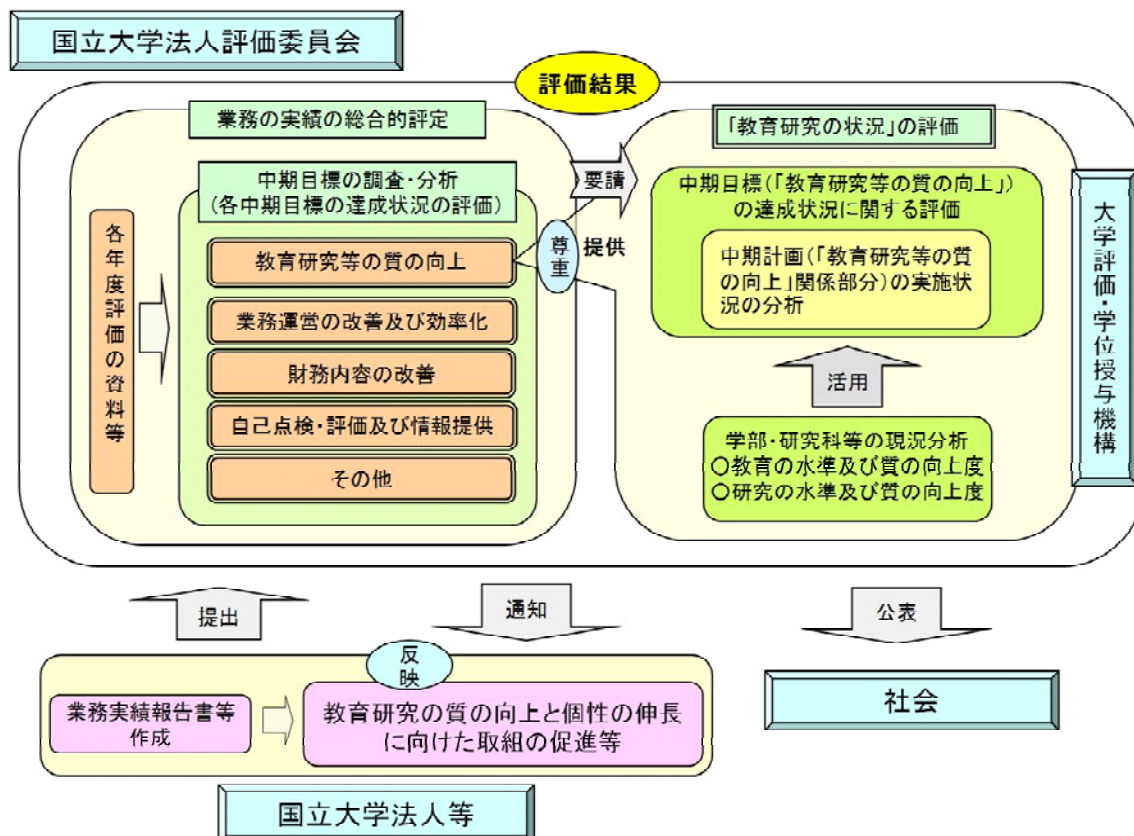
国立大学法人等は、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条第1項で定めるところにより、中期目標期間における業務の実績について、法人評価委員会の評価を受けることになっています。法人評価委員会は、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評価を行います。このうち、教育研究の状況については、機構に評価の実施を要請し、その評価結果を尊重することとされています。

(2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項

第2期中期目標期間の教育研究評価を行うに当たって、法人評価委員会から、機構に対して次の要請がされています。

- ① 評価に当たっては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定）に基づき、実施すること
- ② 平成22年6月28日に国立大学法人評価委員会が決定した「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」に基づき、教育研究の状況に係る評価を効率的に実施する観点から、以下の点に留意すること
 - ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価は、学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を十分に活用しつつ行うこと。
 - ・ 学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度の評価は、大幅に簡素・効率化し、例えば大学情報データベースや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなどにより、法人の負担軽減に努めること。

第2期中期目標期間評価の全体像



II 基本方針

前記の要請を受けて、機構は以下の基本方針に基づいて教育研究評価を実施します。

(1) 教育研究の質の向上と個性の伸長に資する

中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その継続的な質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行います。

(2) 評価の透明性・公正性を確保し、社会に対する説明責任を果たす

国立大学法人等の教育研究の状況を適切に評価するため、国立大学法人等の教員及び国立大学法人等の教育研究活動に関し、卓越した見識を有する者で構成する評価者によるピア・レビューを中心とした評価を行います。評価者に対しては、共通理解の下で評価が行えるよう、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を行うことにより、評価の公正性を確保します。

機構には、社会と国立大学法人等の双方に開かれた組織であることとともに、常により良い大学評価システムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このため、評価方法、評価の実施体制等について公表します。また、透明性を確保するため、評価結果を確定する前に、当該国立大学法人等からの意見の申立ての機会を設けています。

評価結果は公表し、社会に対する説明責任を果たします。さらに、機構が保有する評価に関する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等により提供します。

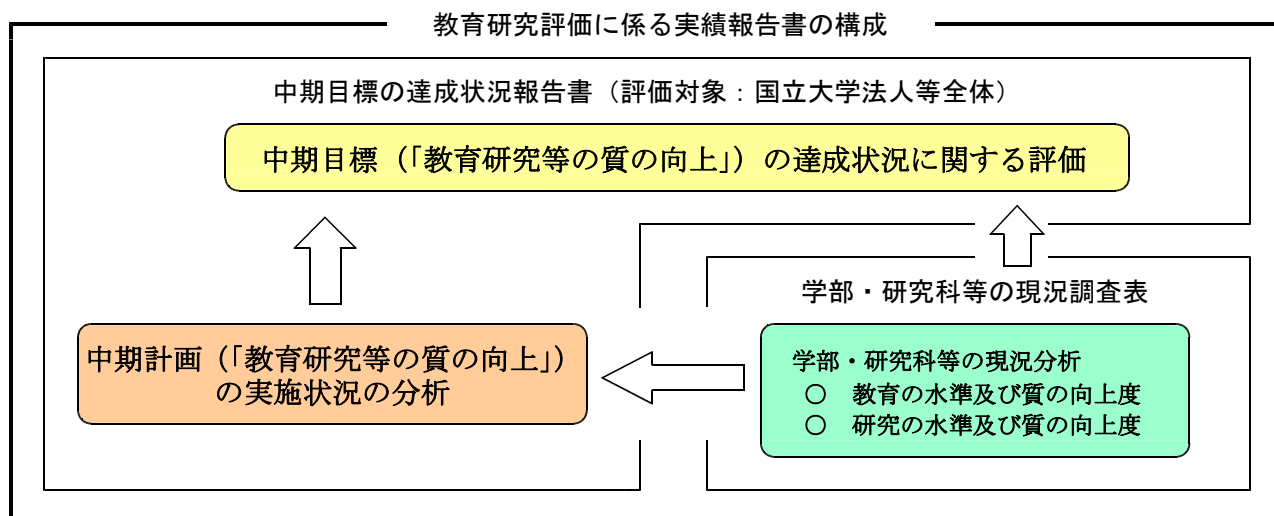
(3) 国立大学法人等の自己評価に基づく

教育研究評価は、教育研究の質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を、支援・促進するためのものです。これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に自己評価を行うことが前提となります。

機構は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を分析し、評価します。

III 内容

中期目標の達成状況の評価は、国立大学法人等を構成している学部・研究科等の現況分析結果（教育の水準及び質の向上度、研究の水準及び質の向上度）を踏まえて実施します。なお、評価の際に分析する「実績報告書」は、「中期目標の達成状況報告書」及び「学部・研究科等の現況調査表」から構成されています。（32～37頁参照）



(1) 学部・研究科等の現況分析

学部・研究科等の現況は、「教育の水準」及び「質の向上度」、「研究の水準」及び「質の向上度」を分析することにより把握します。

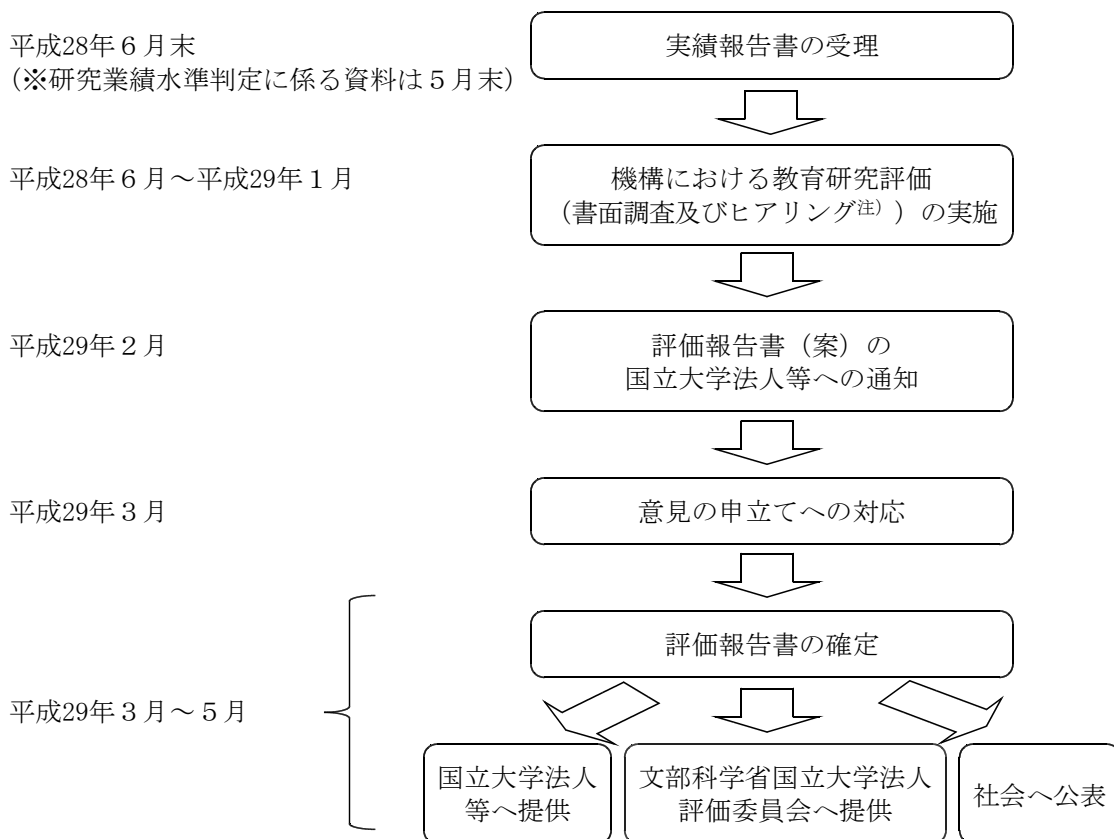
「教育の水準」及び「研究の水準」は、学部・研究科等における教育・研究活動及びその成果について、評価時点における状況を示すもので、学部・研究科等の教育あるいは研究の目的に照らして判断します。

「質の向上度」は、第1期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析して導かれるものであり、教育・研究活動や成果の状況の改善、向上の内容を分析し、学部・研究科等の教育あるいは研究目的に照らして判断します。

(2) 中期目標の達成状況評価

「達成状況評価」は、国立大学法人等ごとに当該国立大学法人等全体を対象に行います。中期目標の記載事項のうち、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」、あるいは「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」にそれぞれ掲げられている教育研究に関連する中期目標の項目及び中期計画の記載内容について評価します。その際、中期計画に掲げる取組が機能しているか、中期目標期間中に教育研究の質は向上したか、あるいは高い質が維持されているか、という点に配慮し、学部・研究科等の現況分析結果を活用して、総合的に評価を行います。

IV スケジュール



注) ヒアリングは、書面調査で確認できなかった事項等について十分に調査・把握することを目的として、機構が準備する開催場所（もしくはテレビ会議等）において、対象国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員及び専門委員が面談を行う方法で実施します。

なお、対象国立大学法人等での確認が必要な場合等に限って、訪問しヒアリングを含めた調査を実施します。

V 評価結果とその公表

- (1) 評価結果は評価報告書として国立大学法人等ごとに作成し、文部科学省の国立大学法人評価委員会に提供します。
- (2) 評価報告書は、国立大学法人等に提供するとともに、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) への掲載等により、広く社会に公表します。

VI 情報公開

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、特定の個人を識別できるものや、国立大学法人等に関する情報で開示すると国立大学法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として公開します。

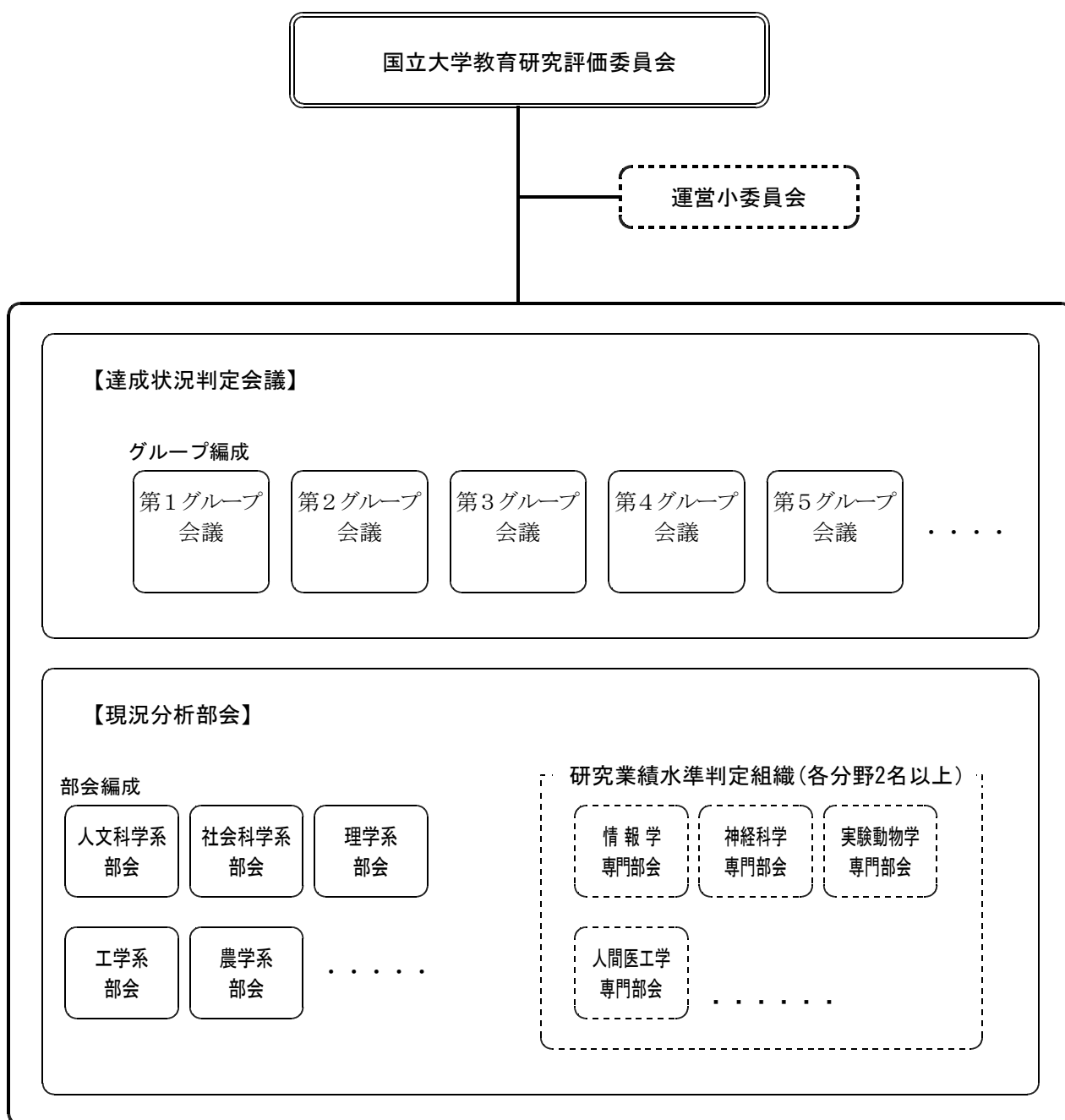
ただし、国立大学法人等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該国立大学法人等と協議します。

第2部 教育研究評価の実施体制、プロセス、方法

第2部では、教育研究評価を実施するための体制、プロセス、方法について説明します。

第1章 実施体制

教育研究評価の実施に当たっては、機構に、以下のとおり国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。この評価委員会の下に、具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織を編成します。



1 委員会等の編成

(1) 国立大学教育研究評価委員会

- ① 教育研究評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容、方法等を審議・決定します。
- ② 具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織を編成します。
- ③ 書面調査、ヒアリング等の評価作業全般を総括するとともに、達成状況判定会議が作成する評価報告書（原案）、対象国立大学法人等からの意見の申立てへの対応等について、審議・決定します。
- ④ 評価に当たって、グループ間、部会間、研究分野間の調整を行う必要が生じた場合には、評価委員会に運営小委員会を設置し、随時協議を行った上で、統一的な見解のもとに評価を実施します。運営小委員会は、評価委員会委員長が指名する評価委員会委員及び専門委員で構成します。

(2) 達成状況判定会議

- ① 達成状況判定会議は、書面調査及びヒアリングを行い、中期目標の達成状況の評価を実施します。その際、学部・研究科等の現況分析結果を活用します。これらの調査結果に基づき評価報告書（原案）を作成し、評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた以下に示す8つの「グループ」を編成します。グループリーダー及びサブリーダーは、当該グループにおける意見の取りまとめ、グループ内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 各グループ間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

グループ：第1グループ会議、第2グループ会議、第3グループ会議、第4グループ会議、第5グループ会議、第6グループ会議、第7グループ会議、第8グループ会議（計8グループ）

(3) 現況分析部会

- ① 現況分析部会は、国立大学法人等から提出された実績報告書のうち「学部・研究科等の現況調査表」を分析します。分析は書面調査で行い、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。各学部・研究科等の教育の水準及び質の向上度、研究の水準及び質の向上度を判定して、分析結果（原案）として取りまとめ、達成状況判定会議に提出します。
- ② 研究の現況分析については、研究業績水準判定組織による研究業績の水準判定に基づいて行います。
- ③ 現況分析部会は、専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、以下に示す10の学系部会を編成します。部会長は、当該部会における意見の取りまとめ、部会内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ④ 各部会間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

学系部会：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関（計10部会）

(4) 研究業績水準判定組織

- ① 研究業績水準判定組織は、国立大学法人等から提出される「研究業績説明書」に基づいて、各研究業績の水準を判定し、現況分析部会、達成状況判定会議に提出します。
- ② 研究業績水準の判定に当たっては、以下に示す研究分野ごとに、複数の専門委員を配置した専門部会を設置します。各研究分野間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

研究業績水準判定組織の専門部会^{注)}：情報学、神経科学、実験動物学、人間医工学、健康・スポーツ科学、

生活科学、科学教育・教育工学、科学社会学・科学技術史、文化財科学、地理学、腫瘍学、環境学、ナノ・マイクロ科学、社会・安全システム科学、ゲノム科学、生物分子科学、資源保全学、地域研究、ジェンダー、哲学、芸術学、文学、言語学、史学、人文地理学、文化人類学、法学、政治学、経済学、経営学、社会学、心理学、教育学、数学、天文学、物理学、地球惑星科学、プラズマ科学、基礎化学、複合化学、材料化学、応用物理学・工学基礎、機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学、材料工学、プロセス工学、総合工学、基礎生物学、生物科学、人類学、農学、農芸化学、森林学、水産学、農業経済学、農業工学、畜産学・獣医学、境界農学、薬学、基礎医学、境界医学、社会医学、内科系臨床医学、外科系臨床医学、歯学、看護学

注) 研究分野の分類については、平成27年度科学研究費補助金の分類を用います。

2 評価者の選考

評価者（評価委員会委員及び専門委員）は、機構の運営委員会の議を経て決定されます。候補者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、所属組織、専門分野、地域等にも配慮して選びます。

なお、評価者は、自己の関係する国立大学法人等の評価はできないことを原則とします。（別紙1「独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲について」26頁参照）

3 評価者・実績報告書作成担当者に対する研修

- (1) 評価者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、教育研究評価の目的、内容、方法等について十分な研修を実施します。
- (2) 教育研究評価は、国立大学法人等の実績報告書に基づいて行います。このため、各国立大学法人等の実績報告書作成担当者を対象に、評価基準、評価方法の説明等、実績報告書の作成方法について十分な説明を行います。

第2章 評価のプロセス

評価作業の全体のながれは、10頁「評価プロセスの全体像」のとおりです。この章は、国立大学教育研究評価委員会及びその下に編成された達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の作業プロセスを説明します。

1 研究業績水準判定

- (1) 研究業績水準判定は、研究業績水準判定組織が行います。
- (2) 研究業績水準判定組織の各専門部会は、国立大学法人等から提出された「研究業績説明書」に記載された研究業績の水準判定を行います。
- (3) 判定結果は、現況分析部会及び達成状況判定会議へ、それぞれ提出します。

2 学部・研究科等の現況分析

現況分析部会は、次の手順で学部・研究科等ごとに、教育の水準及び質の向上度の判定、研究の水準及び質の向上度の判定を行います。

(1) 教育の調査・分析

- ① 各学系部会は、国立大学法人等において学部・研究科等の教育組織ごとに作成、提出された現況調査表及び教育活動に関連する様々なデータを調査・分析することにより、書面調査を実施します。
- ② 書面調査では、教育の取組及び成果の状況について、「教育活動の状況」、「教育成果の状況」の各項目ごとに教育水準を総合的に判定します。また、第1期中期目標期間終了時点と、評価時点の教育水準の状況を比較・分析し、質の向上度を判定します。
- ③ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて国立大学法人等へ問い合わせを実施します。
- ④ 各学系部会は、書面調査による分析結果を基に、教育の現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

(2) 研究の調査・分析

- ① 各学系部会は、国立大学法人等において学部・研究科等の研究組織ごとに作成、提出された現況調査表、研究業績水準判定組織の各専門部会の判定結果を学部・研究科等ごとに集計した資料及び研究活動に関連する様々なデータを調査・分析することにより書面調査を実施します。
- ② 書面調査では、研究の取組及び成果の状況について、「研究活動の状況」、「研究成果の状況」の各項目ごとに研究水準を総合的に判定します。また、第1期中期目標期間終了時点と、評価時点の研究水準の状況を比較・分析し、質の向上度を判定します。
- ③ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて国立大学法人等へ問い合わせを実施します。
- ④ 各学系部会は、書面調査による分析結果を基に、研究の現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

3 中期目標の達成状況評価

達成状況判定会議は、国立大学法人等から提出された実績報告書に基づいて、中期目標の達成状況評価を実施します。その際、研究業績水準判定組織の各専門部会及び現況分析部会から提出された結果を活用します。

(1) 書面調査の実施

- ① 各グループは、国立大学法人等から提出された達成状況報告書を調査・分析することにより書面調査を実施します。その際、現況調査表や現況分析部会の調査・分析結果を活用します。
- ② 書面調査では、国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の実施状況を分析し、「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」等それぞれについて達成状況を総合的に判断します。なお、「研究に関する目標」の達成状況は、研究業績についての水準判定結果を参考にして判断します。
- ③ 各グループは、書面調査での調査・分析結果を整理し、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を行います。

(2) ヒアリングの実施

各グループは、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査のために、ヒアリングを実施します。

(3) 達成状況の評価結果（原案）の作成

各グループは、書面調査による分析結果にヒアリングで得られた知見を加え、達成状況の評価結果（原案）を作成します。

(4) 評価報告書（原案）の作成

達成状況判定会議は、達成状況の評価結果（原案）に、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）を併せ、評価報告書（原案）を作成し、評価委員会に提出します。

4 評価報告書の確定

(1) 評価報告書（案）の決定

評価委員会は、達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）を審議し、評価報告書（案）として決定します。

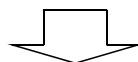
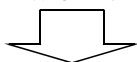
(2) 意見の申立て

評価報告書を確定する前に、評価報告書（案）を国立大学法人等に通知し、その内容に対する当該国立大学法人等からの意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には、再度、審議を行った上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当した学系部会、グループの意見を聴取します。

評価プロセスの全体像

評 価 委 員 会

- 書面調査・ヒアリング等の基本的な方法や手順の決定
- 達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織の編成
- 達成状況判定会議の評価担当国立大学法人等の決定



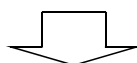
現況分析部会

- 役割分担（担当学部・研究科等）の決定
- 書面調査の基本的な進め方の確認

達成状況判定会議

- 役割分担（担当国立大学法人等）の決定
- 書面調査の基本的な進め方の確認

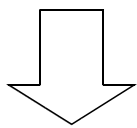
実 績 報 告 書 の 受 理



現況分析部会

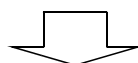
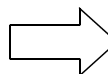
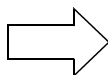
- 国立大学法人等への問い合わせ事項の整理
- 現況分析結果（素案）の作成

【確認事項の問い合わせ】

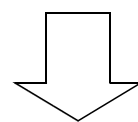


現況分析部会

- 学部・研究科等の現況分析結果（原案）の作成

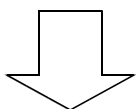


＜書面調査＞

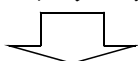


達成状況判定会議

- ヒアリングでの確認事項の整理
○中期目標の達成状況に関する評価結果（素案）
の作成

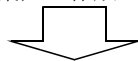


【ヒアリング】



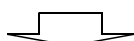
達成状況判定会議

- 中期目標の達成状況に関する評価結果（原案）の作成
- 評価結果（原案）に現況分析結果（原案）を併せ、評価報告書（原案）の作成



評 価 委 員 会

- 評価報告書（原案）の審議
- 評価報告書（案）として決定（国立大学法人等に通知）



- ### ○意見の申立てへの対応



- 評価報告書の確定
○文部科学省国立大学法人評価委員会及び国立大学法人等に提供、社会に公表

第3章 評価の方法

この章では、学部・研究科等の現況分析、中期目標の達成状況評価の作業内容・方法について説明します。

第1節 学部・研究科等の現況分析

I 教育の現況分析の方法

教育の現況分析は、国立大学法人が学部・研究科等ごとに作成する「学部・研究科等の現況調査表」（以下「現況調査表」という。）、認証評価に関する資料及び教育活動に関連する様々なデータに基づいて行います。現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の教育活動を展開していることを十分に理解する必要があるため、国立大学法人の客観的なデータも踏まえて、現況調査表に記載された学部・研究科等の特徴を把握した上で、分析を行います。

認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を現況調査表の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。

1 書面調査

(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、現況分析部会を構成する分野別の各学系部会が実施します。なお、書面調査は複数の評価者が担当します。
- ② 書面調査は、国立大学法人から提出された現況調査表及び教育活動に関連する様々なデータを分析することにより行います。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、国立大学法人へ問い合わせを行います。

(2) 分析項目ごとの水準判定

現況調査表には、学部・研究科等の教育目的や特徴、特色、入学者の状況等が記述されています。さらに、教育水準分析項目（下記参照）ごとに、当該学部・研究科等の状況について、第1期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえて、想定する関係者^{注)}の期待に役立っているかという視点で、自己分析・判断の結果が記述されています。

注) 当該学部・研究科等の教育活動やその成果を、直接的、間接的に享受する人々や組織を指します。
具体的には、在校生・受験生及びその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者、当該学部・研究科等と関係のある地域社会等が想定されます。

教育水準分析項目と観点

分析項目	観 点
I 教育活動の状況	○ 教育実施体制 ○ 教育内容・方法
II 教育成果の状況	○ 学業の成果 ○ 進路・就職の状況

評価者は、学部・研究科等における各分析項目の観点ごとの状況について、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に込えているかという視点で分析し、以下の区分により判定（３段階）を行い、判断理由を記述します。

観念の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えられていないと判断される場合

その上で、学部・研究科等の判断を参考にして、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に込えているかという視点で、各分析項目ごとに、以下の区分により教育水準の判定（４段階）を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。

分析項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
期待される水準を大きく上回る	取組や活動、成果の状況が非常に優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を大きく上回ると判断される場合
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に込えられていないと判断される場合

（水準判定に当たっての留意事項）

- i）水準判定に当たっては、異なる構成・規模の学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重して、水準判定を行います。
- ii）水準判定は、第２期中期目標期間中の改善や向上の状況を重視する達成状況の評価と異なり、第１期中期目標期間末からの改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行います。
- iii）水準判定に当たっては、教育活動に関連する様々なデータを適宜活用して、公正性に配慮して行います。

(3) 質の向上度の分析

現況調査表には、教育活動や成果の状況について分析項目ごとに第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較・分析し、重要な質の変化があったと判断できる場合にその状況が自己分析結果として記述されています。

評価者は、学部・研究科等の教育目的に照らして、国立大学法人が重要な質の変化があったと判断し記載した内容及び水準判定に関する内容を分析し、以下の区分により質の向上度を判定します。また、注目すべき質の向上の指摘を行い、判断結果を取りまとめ、書面調査の分析結果を作成します。

質の向上度の判定区分表

判定を示す記述
大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している
改善、向上している
質を維持している
質を維持しているとはいえない

(4) 国立大学法人へ確認事項の問い合わせ

判定に当たって、根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明瞭な部分があり分析ができないなど不明な点が生じた場合、必要に応じて、国立大学法人へ問い合わせを行います。

2 現況分析結果（原案）の作成

各学系部会は、評価者が作成した分析結果について審議・検討した上で、教育の現況分析結果（原案）を作成します。この分析結果（原案）は、達成状況判定会議に提出されます。教育の現況分析結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

(1) 教育水準

- ① 各分析項目ごとの判定結果（分析項目の段階判定の区分表（12頁）参照）を示します。
- ② 上記の判定結果を導いた理由について説明します。

(2) 質の向上度

分析結果は、前記の判定区分を示すとともに、注目すべき質の向上を指摘します。

Ⅱ 研究の現況分析の方法

研究の現況分析は、国立大学法人等が学部・研究科等ごとに作成する「学部・研究科等の現況調査表」（以下「現況調査表」という。）及び研究活動に関連する様々なデータに基づいて行います。現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の研究活動を展開していることを十分に理解する必要があるため、国立大学法人等の客観的なデータも踏まえて、現況調査表に記載された学部・研究科等の特徴を把握した上で、分析を行います。

研究の現況分析には研究業績の水準の判定が必要です。研究業績の水準判定に当たっては、それぞれの学問分野ごとの特性に応じて、学術的な意義や、研究成果の社会への還元に基づく効果を重視して行います。

1 書面調査

(1) 実施体制及び方法

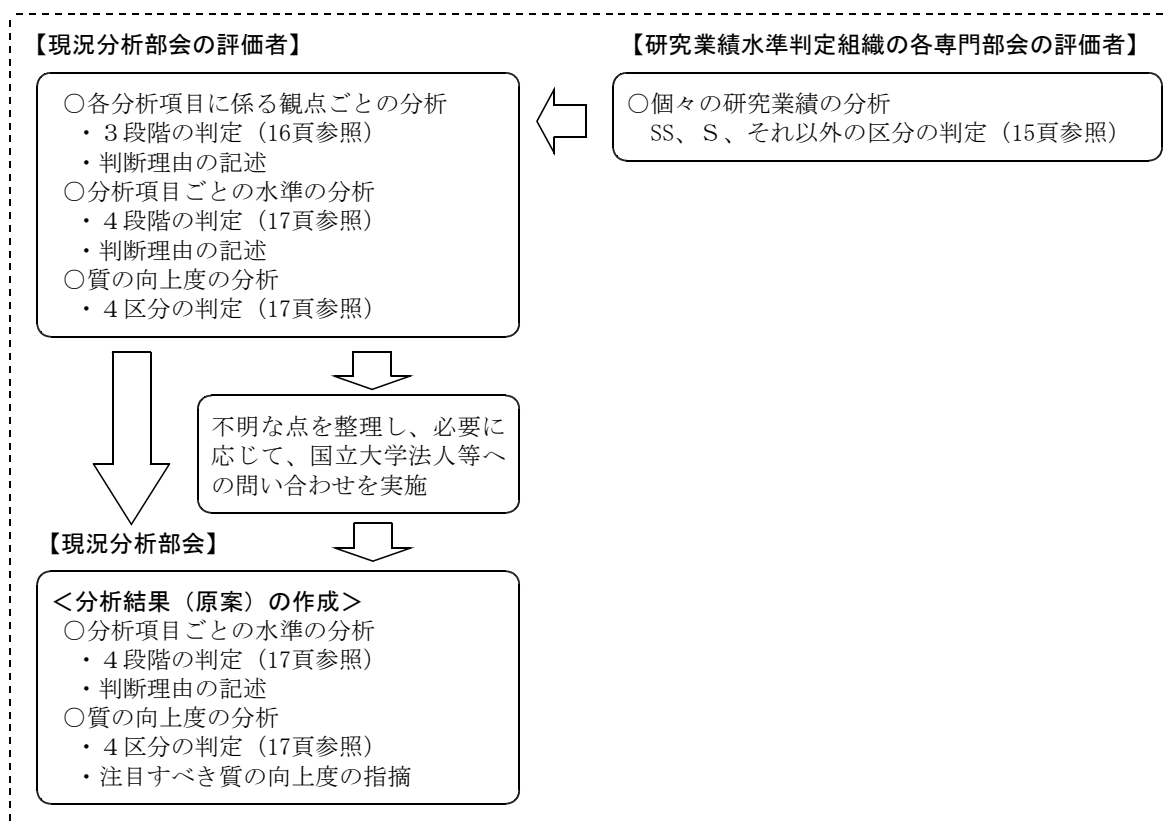
- ① 書面調査は、研究業績水準判定組織の各専門部会において「研究業績説明書」の分析を行い、その結果を踏まえて、現況分析部会において現況調査表に記載された分析項目ごとの水準判定及び質の向上度の分析を行います。

研究業績の水準判定は、専門部会の複数の評価者が行います。また、分析項目ごとの水準判定及び質の向上度の分析は、現況分析部会を構成する分野別の各学系部会の複数の評価者が行います。

- ② 現況分析部会での書面調査は、国立大学法人等から提出された学部・研究科等の現況調査表、「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」、「研究業績説明書」、研究業績水準判定結果及び研究活動に関連する様々なデータを分析することにより行います。

- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。

研究の現況分析のながれ



(2) 研究業績の分析

① 「研究業績説明書」の分析

国立大学法人等が学部・研究科等ごとに作成する「研究業績説明書」には、当該研究業績の要旨、第三者による評価結果や客観的な指標等を用いた学術的意義や社会、経済、文化的意義について、下記の5段階のうちSS、Sに該当することが説明されています。なお、「研究業績説明書」は、各組織の専任教員数の20%程度を目安として提出されます。

研究業績水準判定組織の各専門部会の評価者は、各説明書ごとに、それぞれの学問分野における当該研究業績の水準を、SS、S、それ以外の区分で判定します。

(研究業績の水準判定の区分と判断基準)

学術的意義での判断基準

SS：当該分野において、卓越した水準にある

S：当該分野において、優秀な水準にある

A：当該分野において、良好な水準にある

B：当該分野において、相応の水準^注にある

C：上記の段階に達していない

注)「相応の水準」は、当該分野の専門家が判断して標準的な水準にあることを指します。

この水準を基準として、上位二つの区分（SS、S）を判断します。

社会、経済、文化的意義での判断基準

SS：社会、経済、文化への貢献が卓越している

S：社会、経済、文化への貢献が優秀である

A：社会、経済、文化への貢献が良好である

B：社会、経済、文化への貢献が相応である

C：上記の段階に達していない

(水準判定に当たっての留意事項)

研究業績の水準の判定においては、学部・研究科等の研究目的に照らした判断は行いません。

なお、学部・研究科等の目的に照らした分析は、現況分析部会で行います。

② 分析結果の集計

上記①での個別判定結果は、学部・研究科等ごとに集計を行い、学部・研究科等の現況分析を行う各学系部会での水準判定の際の資料として使用します。

(3) 分析項目ごとの水準判定

現況調査表には、学部・研究科等の研究目的や特徴、特色等が記述されています。さらに研究水準分析項目（下記参照）ごとに、当該学部・研究科等の状況について、第1期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえて、想定する関係者^{注)}の期待に応えているかという視点で、自己分析・判断の結果が記述されています。

注) 当該学部・研究科等の研究活動やその成果を、直接的、間接的に享受する人々や組織を指します。具体的には、学術面では関係する学界等、社会、経済、文化面では国際社会や地域、特定の産業分野等が想定されます。

研究水準分析項目と観点

分析項目	観 点
I 研究活動の状況	○ 研究活動の状況 ○ 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。）

評価者は、学部・研究科等における各分析項目の観点ごとの状況について、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているかという視点で分析し、以下の区分により判定（3段階）を行い、判断理由を記述します。

特に、分析項目II「研究成果の状況」の水準判定に当たっては、学部・研究科等ごとの研究目的に照らして組織を代表すると判断した根拠等が説明された「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」及びそれらの研究業績の研究業績水準判定組織による判定結果に基づき判断します。

観点の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に応えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に応えられていないと判断される場合

その上で、学部・研究科等の判断を参考にして、学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているかという視点で、各分析項目ごとに、以下の区分により研究水準の判定（4段階）を行い、判断に至った理由を記述し、書面調査の分析結果を作成します。

分析項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
期待される水準を大きく上回る	取組や活動、成果の状況が非常に優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を大きく上回ると判断される場合
期待される水準を上回る	取組や活動、成果の状況が優れており、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動、成果の状況は良好であり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に当たっていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動、成果の状況に問題があり、それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に当たっていないと判断される場合

(水準判定に当たっての留意事項)

- i) 水準判定に当たっては、異なる構成・規模の学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の研究活動がなされていることを尊重して水準判定を行います。
- ii) 水準判定は、第2期中期目標期間中の改善や向上の状況を重視する達成状況の評価と異なり、第1期中期目標期間末からの改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行います。
- iii) 水準判定に当たっては、研究活動に関連する様々なデータを適宜活用して、公正性に配慮して行います。

(4) 質の向上度の分析

現況調査表には、研究活動や成果の状況について分析項目ごとに第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較・分析し、重要な質の変化があったと判断できる場合にその状況が自己分析結果として記述されています。

評価者は、学部・研究科等の研究目的に照らして、国立大学法人等が重要な質の変化があったと判断し記載した内容及び水準判定に関する内容を分析し、以下の区分により質の向上度の判定を行います。また、注目すべき質の向上の指摘を行い、判断理由を取りまとめ、書面調査の分析結果を作成します。

質の向上度の判定区分表

判定を示す記述
大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している
改善、向上している
質を維持している
質を維持しているとはいえない

(5) 国立大学法人等へ確認事項の問い合わせ

判定に当たって、根拠となる資料・データが不足していたり、記述に不明瞭な部分があり分析ができないなど不明な点が生じた場合、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを行います。

2 現況分析結果（原案）の作成

各学系部会は、評価者が作成した分析結果について審議・検討した上で、研究の現況分析結果（原案）を作成します。この分析結果（原案）は、達成状況判定会議に提出されます。研究の現況分析結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

(1) 研究水準

- ① 各分析項目ごとの判定結果（分析項目の段階判定の区分表（17頁）参照）を示します。
- ② 上記の判定結果を導いた理由について説明します。

(2) 質の向上度

分析結果は、前記の判定区分を示すとともに、注目すべき質の向上を指摘します。

第2節 中期目標の達成状況評価

中期目標の達成状況評価は、国立大学法人等が作成する「中期目標の達成状況報告書」（以下「達成状況報告書」という。）、認証評価に関する資料及び教育研究活動に関連する様々なデータに基づき、達成状況報告書に記載された国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を捉えた上で書面調査及びヒアリング（訪問調査を含む）により行います。

その際、中期目標期間中に教育研究の質は向上したかという点に配慮し、学部・研究科等の現況分析結果を活用して評価を行います。

また、研究業績の水準の把握が必要な場合、研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を参考にして評価を行います。

認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を達成状況報告書の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。

達成状況評価は、国立大学法人等が教育研究等の質の向上に関する目標として作成した中期目標に即して行います。大多数の国立大学法人等では、中期目標は次のような構成となっています。

〔国立大学法人〕

＜大学の基本的な目標＞

＜大学の教育研究等の質の向上に関する目標＞

（教育に関する目標）

- (1) 教育内容及び教育成果等に関する目標
- (2) 教育の実施体制等に関する目標
- (3) 学生への支援に関する目標

（研究に関する目標）

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等に関する目標

（その他の目標）

- (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標
- (2) 国際化に関する目標

〔大学共同利用機関法人〕

＜研究機構の基本的な目標＞

＜研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標＞

（研究に関する目標）

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

（共同利用等に関する目標）

- (1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標
- (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標

（教育に関する目標）

- (1) 大学院への教育協力に関する目標
- (2) 人材養成に関する目標

（その他の目標）

- (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標
- (2) 国際化に関する目標

達成状況評価に当たっては、中期目標を20頁の3階層（「大項目」、「中項目」、「小項目」）に区分し、小項目から順次評価を積み上げて最終的に大項目の評価を導きます。

【国立大学法人】

「大項目」	「中項目」	「小項目」
1. 教育に関する目標	(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標 (2)教育の実施体制等に関する目標 (3)学生への支援に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標
2. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標	同上
3. 社会連携・社会貢献、国際化等に関する目標	(1)社会との連携や社会貢献に関する目標 (2)国際化に関する目標	同上

【大学共同利用機関法人】

「大項目」	「中項目」	「小項目」
1. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の目標
2. 共同利用等に関する目標	(1)共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2)共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上
3. 教育に関する目標	(1)大学院への教育協力に関する目標 (2)人材養成に関する目標	同上
4. 社会連携・社会貢献、国際化等に関する目標	(1)社会との連携や社会貢献に関する目標 (2)国際化に関する目標	同上

1 書面調査

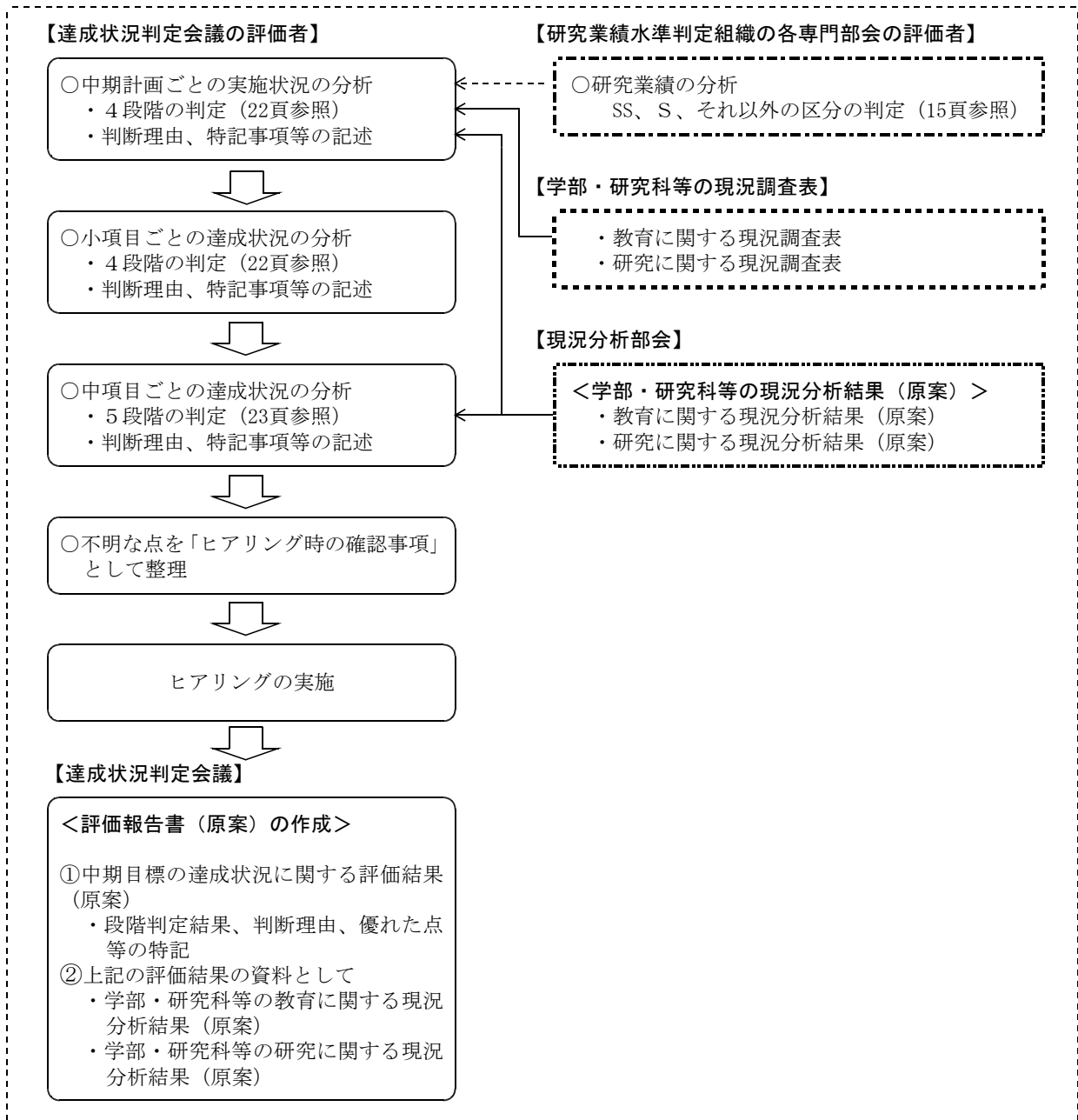
(1) 実施体制及び方法

- ① 書面調査は、達成状況判定会議を構成する各グループが実施します。各グループにおいては、書面調査の基本的な方法や手順について確認するとともに、評価者の役割や分担について決定します。なお、書面調査は複数の評価者が担当します。
- ② 書面調査は、国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び教育研究活動に関連する様々なデータを分析することにより行います。達成状況の分析に当たっては、学部・研究科等の現況調査表や現況分析部会の分析結果を活用します。
- ③ 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、各グループ内で意見を調整した上で、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します。
- ④ 各グループは、書面調査での調査・分析結果を整理し、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を行います。

(2) 手順及び評価の視点

書面調査は、達成状況報告書に記載された国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を捉えた上で中期計画の実施状況の分析、小項目ごとの達成状況の分析、中項目ごとの達成状況の分析の手順で実施します。その際、現況分析部会から提出された学部・研究科等の現況分析結果を活用します。また、研究業績水準判定組織から提出された研究業績水準の判定結果を参考にします。

中期目標の達成状況評価のながれ



① 中期計画ごとの実施状況の分析

達成状況報告書には、各中期目標ごとに関連する個々の中期計画の実施状況が記述されています。評価者は、中期計画の取組や活動、成果の内容等がどのような状況にあるのか分析し、以下の区分により判定（４段階）を行います。

中期計画の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
実施状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、実施状況が非常に優れていると判断される場合
実施状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、実施状況が良好であると判断される場合
実施状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、実施状況がおおむね良好であると判断される場合
実施状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、実施状況が不十分であると判断される場合

分析に当たって、各中期計画の実施状況において研究業績の水準の把握が必要な場合は、研究業績水準判定組織の各専門部会による個々の研究業績の水準判定結果を参考にします。

② 中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析

達成状況報告書には、各中期目標（小項目）ごとに、関連する中期計画の実施状況や質の向上（改善や向上が見られたか）、高い質の維持という視点を踏まえた目標の達成状況について記述されています。評価者は、中期計画の実施状況の分析をもとに、「小項目ごとの達成状況」について、以下の区分により判定（４段階）を行います。

小項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合

（評価に当たっての留意事項）

- i) 評価の対象となる国立大学法人等、あるいは学部・研究科等の歴史や伝統、規模や資源等の人的条件・物的条件、地理的条件等が各国立大学法人等によって多様なことを十分考慮します。大学共同利用機関法人の評価に当たっては、法人を構成する個々の研究所等の機能を踏まえて、法人全体の評価を導く必要があります。
- ii) 国立大学法人等が特に重視している中期計画がある場合は、それを踏まえて評価します。
- iii) 国立大学法人等は、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合は、その学部・研究科等の名称、分析項目及び観点名等を記載します。評価者は、その記載された学部・研究科等の現況分析資料及び結果を活用します。
- iv) 以下の考え方を参考に、「優れた点」、「改善を要する点」及び「特色ある点」の特記事項を抽出します。

【優れた点】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第1期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【改善を要する点】

取組の状況等からみて工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等、基本的には低い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。

【特色ある点】

各国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

※ 特記事項は、学部・研究科等の現況分析において特に質の向上がみられると判断される場合にも抽出します。

※ 東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組がみられると判断される場合においては特記します。

③ 中期目標（中項目）ごとの達成状況の分析

評価者は、上記「中期計画ごとの実施状況の分析」及び「中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析」に基づいて、中期目標（中項目）ごとに以下の区分により判定（5段階）を行い、その判断理由を整理します。また、「優れた点」等の特記事項や、「ヒアリング時の確認事項」を取りまとめ、書面調査による分析結果を作成します。

中項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合
目標の達成のためには重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

2 ヒアリング

(1) 目的

ヒアリングは、書面調査で確認できなかった事項等について、国立大学法人等関係者（責任者）と意見交換を行い、十分に調査・把握することを目的として実施します。

(2) 実施方法

機構が準備する開催場所（もしくはテレビ会議等）において、国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員及び専門委員が面談を行います。

なお、以下の場合に限り、対象国立大学法人等へ訪問しヒアリングを含めた調査を実施します。

- ① 教育研究施設・設備等の確認が必要な場合
- ② 災害等による被災状況等の確認が必要な場合
- ③ その他評価委員会が必要と認める場合

3 評価結果（原案）の作成

各グループは、前述の書面調査及びヒアリングの結果に基づいて、現況分析部会から提出された「教育の現況分析結果（原案）」や「研究の現況分析結果（原案）」を活用しつつ、分析結果について審議・検討した上で評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりです。

(1) 中期目標（大項目）の評価結果（原案）

各グループが作成する評価結果（原案）は、「教育に関する目標」と「研究に関する目標」等、それぞれの目標（大項目）ごとに下記の評価区分により段階式で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

大項目の段階判定の区分表（中項目と共通）

判定を示す記述	左記と判断する考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、目標の達成状況が不十分であると判断される場合
目標の達成のためには重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

(2) 中期目標（中項目）ごとの評価結果（原案）

「教育に関する目標」、「研究に関する目標」等のそれぞれの目標（大項目）を構成する中期目標（中項目）ごとに、上記(1)の「段階判定の区分表」により段階式で評価結果を示すとともに、その結果を導いた理由を記述します。

また、対象国立大学法人等の特性に配慮しつつ、「優れた点」、「改善を要する点」及び「特色ある点」を指摘します。

4 評価報告書（原案）の作成

達成状況判定会議では、各グループで作成された「評価結果（原案）」に現況分析部会から提出された「教育の現況分析結果（原案）」や「研究の現況分析結果（原案）」を併せ、「評価報告書（原案）」を作成します。この「評価報告書（原案）」は評価委員会に提出されます。

5 評価報告書の決定

- (1) 達成状況判定会議から提出された評価報告書（原案）は、評価委員会での審議を経て評価報告書（案）として決定します。評価委員会は、この評価報告書（案）を国立大学法人等に通知します。
- (2) 国立大学法人等は、機構から通知された評価報告書（案）に対して、意見の申立てを行うことができます。
- (3) 評価報告書（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において、再度、審議を行った上で、評価報告書を確定します。審議に当たっては、評価委員会の下に審査会を設け、必要に応じて、当該国立大学法人等の評価を担当した部会等の意見を聴取します。
- (4) 評価委員会が作成する評価報告書は次のとおりです。
 - ① 中期目標の達成状況に関する評価結果
 - ・達成状況の段階判定結果、判断理由、優れた点等の特記
 - ② 上記の評価結果の資料として
 - ・学部・研究科等の教育に関する現況分析結果
 - ・学部・研究科等の研究に関する現況分析結果
 - ③ 意見の申立ての内容及び評価委員会の判断（意見の申立てがあった場合のみ）

独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則
第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲について

〔平成19年3月26日〕
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 平成20年10月 3日

独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（以下「細則」という。）

第11条の規定に基づき、細則第9条に規定する自己の関係する大学等の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学等に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学等に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学等に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学等の教育研究及び経営に関する重要事項を審議する、教育研究評議会及び経営協議会に参画（参画予定を含む。）し、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学等を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学等又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

評価報告書のイメージ

中期目標の達成状況に関する評価結果

〇〇大学

平成 29 年〇月

大学評価・学位授与機構

〇〇大学

I 教育に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

2. 中期目標の達成状況

(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

<特記すべき点>

[優れた点]

.....
.....。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

.....
.....。

(3) 学生への支援に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。

- 1 -

〇〇大学

II 研究に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

2. 中期目標の達成状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

<特記すべき点>

[改善を要する点]

.....
.....。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

<特記すべき点>

[優れた点]

.....
.....。

- 〇 -

〇〇大学

III 社会連携・社会貢献、国際化等に関する目標

1. 評価結果及び判断理由

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

2. 中期目標の達成状況

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

<特記すべき点>

[特色ある点]

.....
.....。

(2) 国際化に関する目標

【評価結果】 中期目標の達成状況が良好である。
(判断理由)

.....
.....。

<特記すべき点>

[特色ある点]

.....
.....。

- 〇 -

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

- | | |
|----------|-----|
| 1. ○○学部 | 1-1 |
| 2. ○○研究科 | 2-1 |
| 3. □□学部 | 3-1 |
| 4. ◇◇研究科 | 4-1 |

・
・
・
・
・
・
・

○○学部

- | | |
|----------|---------------|
| I 教育水準 | ・ ・ ・ ・ ・ 1-2 |
| II 質の向上度 | ・ ・ ・ ・ ・ 1-3 |

－教育1-1－

○○大学○○学部

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育活動の状況

〔判定〕期待される水準を上回る。

〔判断理由〕

「教育実施体制」については・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

「教育内容・方法」については・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

以上の点について・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・と判断される。

2. 教育成果の状況

〔判定〕期待される水準にある。

〔判断理由〕

「学業の成果」については・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

－教育1-2－

○○大学○○学部

II 質の向上度

1. 質の向上度

〔判定〕

改善・向上している。

〔判断理由〕

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・。

2. 注目すべき質の向上

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・。

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・。

－教育1-3－

○○研究科

I	教育水準	・ ・ ・ ・ ・	2-2
II	質の向上度	・ ・ ・ ・ ・	2-3

—教育2-1—

• • • • •

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1. ○○学部・○○研究科	1-1
2. □□学部	2-1
3. ◇◇研究科	3-1
4. ◎◎研究所	4-1

-
-
-
-
-
-
-

○○学部・○○研究科

I	研究水準	・ ・ ・ ・ ・	1-2
II	質の向上度	・ ・ ・ ・ ・	1-3

—研究1-1—

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

[判定] 期待される水準を上回る。

[判断理由]

「研究活動の状況」については、

.....

.....。

以上の点から.....と判断される。

2. 研究成果の状況

[判定] 期待される水準にある。

[判断理由]

「研究成果の状況」については、

.....

.....。

以上の点から.....と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

[判定]

改善・向上している。

[判断理由]

.....

2. 注目すべき質の向上

.....

.....。

.....。

□□学部

I 研究水準 2-2

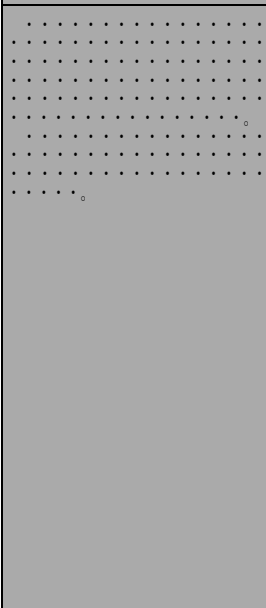
II 質の向上度 2-3

.....

[illegible]

1

○○学部

申立ての内容	申立てへの対応
	

O

注3) 本様式は今後変更が生じる可能性があります。

平成28年〇月
〇〇大学

〇〇大学

目次

I	法人の特徴	1
II	中期目標ごとの自己評価	
1	教育に関する目標	○
2	研究に関する目標	○
3	社会連携・社会貢献、国際化等に関する目標	○

OO大学

I 法人の特徴

-
- A 5x5 grid of dots representing a 2D lattice. The grid is labeled 1 to 5 on the left and top. The dots are arranged in a regular pattern, with the top row labeled 1 and the bottom row labeled 5. The left column is labeled 1 and the right column is labeled 5.

「個性の伸長に向けた取組」

[東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等]

- 1 -

〇〇大学 教育

Ⅱ 中期目標ごとの自己評価

1 教育に関する目標（大項目）

(1) 中項目1「・・・・・・」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1「・・・・・・」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画1-1「・・・」に

• • • • •

.....

.....

.....

計画1-2 ウエイト「. . .」に

計画1-2「ウェイト」・・・」に

・・・・・・・・・・・・・・・・

b) 「小項目 1」の達成状況

①「小項目1」の達成状況
(達成状況の判断)・・・・・・・・・・

(判断理由)

○小項目2 **ウェイト**「・・・・」の分析

○小項目名

© 2006 Blackwell Publishing Ltd *Journal of Internal Medicine* 260: 453–461

②中項目 1 の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点) 1. (計画1-2)

2. (計画2-1)

(改善を要する点) 1. (計画1-1)

(特色ある点) 1. (計画2-2)

(2) 中項目2「・・・・・・」の達成状況分析

—0—

2 研究に関する目標（大項目）

(1) 中項目1「.....」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1「.....」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画1-1「.....」に係る状況

.....

.....

.....

.....

計画1-2「**ウエイ**ト」に係る状況

.....

.....

b) 「小項目1」の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

○小項目2「**ウエイ**ト」の分析

.....

②中項目1の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点) 1. (計画1-2)

2. (計画2-1)

(改善を要する点) 1. (計画1-1)

(特色ある点) 1. (計画2-2)

(2) 中項目2「.....」の達成状況分析

.....

-〇-

(資料・データ番号)
資料データの内容
(出典)

3 社会連携・社会貢献、国際化等に関する目標（大項目）

(1) 中項目1「.....」の達成状況分析

①小項目の分析

○小項目1「.....」の分析

a) 関連する中期計画の分析

計画1-1「.....」に係る状況

.....

.....

.....

.....

計画1-2「**ウエイ**ト」に係る状況

.....

.....

b) 「小項目1」の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

○小項目2「**ウエイ**ト」の分析

.....

②中項目1の達成状況

(達成状況の判断)

(判断理由)

③優れた点及び改善を要する点等

(優れた点) 1. (計画1-2)

2. (計画2-1)

(改善を要する点) 1. (計画1-1)

(特色ある点) 1. (計画2-2)

(2) 中項目2「.....」の達成状況分析

-〇-

(資料・データ番号)
資料データの内容
(出典)

学部・研究科等の現況調査表

教 育

平成28年〇月

〇〇大学

目 次

1. 〇〇学部	1-1
2. 〇〇研究科	2-1
3. □□学部	3-1
4. ◇◇研究科	4-1

・
・
・
・
・
・
・

〇〇大学〇〇学部

1. 〇〇学部

- I 〇〇学部の教育目的と特徴 1-2
- II 分析項目ごとの水準の判断 1-3
 - 分析項目 I 教育活動の状況 1-3
 - 分析項目 II 教育成果の状況 1-〇
- III 質の向上度 1-〇

-1-1-

〇〇大学〇〇学部

I 〇〇学部の教育目的と特徴

- 1 1-1
- 2 1-2
- 3 1-3
- 4 1-4
- 5 1-5
- 6 1-6

[想定する関係者とその期待]

・
・
・
・
・

-1-2-

〇〇大学〇〇学部 分析項目Ⅰ.Ⅱ

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 教育実施体制

(観点到係る状況)

(資料・データ番号)

資料データの内容

(出典)

観点 教育内容・方法

(観点到係る状況)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

(判断理由)

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 学業の成果

(観点到係る状況)

観点 進路・就職の状況

(観点到係る状況)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

(判断理由)

-1-3-

〇〇大学〇〇学部

Ⅲ 質の向上度

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

(重要な質の変化があったと判断できる場合のみ自己分析結果を記載)

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

(重要な質の変化があったと判断できる場合のみ自己分析結果を記載)

-1-〇-

〇〇大学〇〇研究科

2. 〇〇研究科

Ⅰ 〇〇研究科の教育目的と特徴

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

Ⅲ 質の向上度

-2-1-

学部・研究科等の現況調査表

研 究

平成28年〇月

〇〇大学

目 次

1. 〇〇学部・〇〇研究科	1-1
2. □□学部	2-1
3. ◇◇研究科	3-1
4. ◎◎研究所	4-1

・
・
・
・
・
・
・
・

〇〇大学〇〇学部・〇〇研究科

1. 〇〇学部・〇〇研究科

- I 〇〇学部・〇〇研究科の研究目的と特徴 ・1-2
- II 分析項目ごとの水準の判断 ・1-3
 - 分析項目Ⅰ 研究活動の状況 ・1-3
 - 分析項目Ⅱ 研究成果の状況 ・1-〇
- III 質の向上度 ・1-〇

-1-1-

〇〇大学〇〇学部・〇〇研究科

I 〇〇学部・〇〇研究科の研究目的と特徴

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

[想定する関係者とその期待]

・
・
・
・
・

-1-2-

〇〇大学〇〇学部・〇〇研究科 分析項目Ⅰ・Ⅱ

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の状況

(観点到係る状況)

(資料・データ番号)
資料データの内容
(出典)

観点 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置
研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点到係る状況)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

(判断理由)

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況 (大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点
に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研
究の成果の状況を含めること。)

(観点到係る状況)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)

(判断理由)

-1-3-

〇〇大学〇〇学部・〇〇研究科

Ⅲ 質の向上度

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

(重要な質の変化があったと判断できる場合のみ自己分析結果を記載)

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(重要な質の変化があったと判断できる場合のみ自己分析結果を記載)

.
. .
. .
. .
. .

-1-〇-

〇〇大学〇〇学部

2. 〇〇学部

Ⅰ 〇〇学部の研究目的と特徴 2-2

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断 2-3

分析項目Ⅰ 研究活動の状況 2-3

分析項目Ⅱ 研究成果の状況 2-〇

Ⅲ 質の向上度 2-〇

-2-1-

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

〒187-8587
東京都小平市学園西町1-29-1
TEL／042-307-1684
URL／<http://www.niad.ac.jp/>